

令和3年度 第6回江津市農業委員会総会

日時：令和3年9月24日(金) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター（2階会議室）

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第6 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子  
5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二  
9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（9名）

盆子原 温、階本誠一、野田英夫、河村博幸、佐々木建也、  
湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 佐々木久 参事 藤田佳久 次長 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。それではご案内の時間になりましたので、ただ今から令和3年度、第6回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。こうして今日、市民センターが会場になっていますが、今後はこの市民センターを会場に、基本的にはなるということのようです。ま

た、ここ以外で変更になるようでしたら事前に連絡をいたしますので、よろしくお願ひいたします。また、今現在まさに農地利用状況調査あるいは荒廃農地の発生解消状況に関する調査等、非常に暑い中皆さんご苦労いただいております。調査が終わり次第提出をしていただきますよう、お願ひいたします。また、この調査については、色々と課題があつてなかなか埋められない部分がありますけれど、少しずつでも回答をしていただひて、成果を上げていけたらと思ひますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より、令和3年度、第6回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席は、井上推進委員と崎谷推進委員から欠席の報告がありました。また、田代委員については、若干遅れてお出掛けになるということです。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願ひいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解を頂きましたので、4番 藤井委員、5番 柳原委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法 第3条

《 千田町 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願ひいたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。農地の所在は千田町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡、千田町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡、千田町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡、千田町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡、千田町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡、千田町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡、千田町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。譲渡

人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。それから●●●●相続財産でございます。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。対価は10a当り●●●千円です。それと一点、筆数と集計が違っておりました、合計欄の畑が2筆となっておりますが3筆で、面積が●●●㎡となっておりますが●●●㎡になりますので、訂正をお願いいたします。以上です。

会 長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番委員 はい、それでは説明させていただきます。申請地の現地確認に、9月9日、野田推進委員さんと譲受人の●●●さんとも出会い、確認等をしました。位置図は1ページをご覧ください。位置図の上の方に、千田地区農免道が通っており、右側に行きますと跡市方面で、左側に行きますと下有福方面です。跡市の方から行きまして、四差路が●●カ所あるのですが、どちら側からでも入れるのですが、手前の方から入って行きまして、ここからずっと下りて●●●mから●●●mの所に●●●さんのお宅があり、その奥手に●●●番と●●●番の畑があり、家の前の方になるのですが、●●●番と●●●番の田と●●●番の畑がありました。そこから畦道がありますが、ちょっとそこまでは行けなかったのですが、●●●番と●●●番の田が少し離れた所にありました。現状は譲渡人の●●●さんが遠方で管理が出来ないということで、荒れた状態ではありましたが、作れないことは無いという所でした。譲受人の●●●さんは、農業に興味を持って農地を探しておられた所、この家付きの物件ということで、場所も気に入り購入を決められたという経緯です。今後は季節野菜や柿等を作っていきたいとのことでした。新規参入ですので、よろしくをお願いいたします。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

湯浅推進委員 すみません。

会 長 はい、どうぞ。

湯浅推進委員 事務局に確認をしたいのですが、譲受人の方の経営面積がありませんが、それでも購入が出来るのですか。

事務局 新規参入の方ですけれど、ご主人さんと浜田の方で柿の栽培をしておられまして、その点で農業経営になるということで確認が取れています。

湯浅推進委員 そうすると、この経営面積には入らないということですか。ゼロになっていますよね。

事務局 譲受人の●●●●さんにかかった農地は現在の所はゼロということです。ですので、新規参入という形になります。農業経験、農業をしておられるとなると世帯でという形で捉えてということでの、それで可能なのかということは、県の農業会議にも確認をしております。記述的には新規という形になりますが、OKだということです。

湯浅推進委員 今までは、農地を購入するときには、よその土地を借りて耕作をしておいて、それが面積にかかっていたのですよね。借地とか。それでOKになっていた訳です。だけど、今回はゼロですけど、それで良いのかという確認です。

事務局 記述では区域外でという格好で、同世帯なのですけれど配偶者名義で借りておられる方の経営面積がかかってきますので、譲受人本人さんの所ではゼロになってしまう。まるっきり新規という形になってしまいますが、それで大丈夫だということです。

会 長 和田委員どうぞ。

6番委員 私もこの経営農地のことが分からなくて、色々調べたのですけれど、新規参入の場合は、農業計画を立てて面積が下限以上であれば、例えば江津は20a以上取得、そういった場合は農業を積極的にするなら、色々条件があったのですが、新規の場合は可能ということを知ったのです。農地を持っていて売買、例えば最低20aを持っていて買う時は、農業計画は要りませんし、売り買いが出来るのですけれど、新規の場合は、これはどちらかと言うと二枚畑さんの家付き農地みたいな形なのですよね。今、家付き十坪くらいで買えるということもありますが、こういうことに似ているような。色々調べたのですが、ゼロでも大丈夫みたいです。

湯浅推進委員 ただ、確認したかったのは、今までは土地を借りて初めに耕作をしておいて、20a以上耕作していたら資格がありますということがありましたよね。ただ、今回は何もなくてゼロだったから不思議だったのですが。

会 長 よろしいでしょうか。

湯浅推進委員 はい。

会 長 他にございませんか。どうぞ。

2 番委員 さっき、和田委員が言われた家付きの事については、これは空き家バンクであれば可能ということですよ。今、湯浅推進委員が言われたように、これは柿を作っておられるのですか。今の話だと他の所でということですが。

事務局 作っています。

2 番委員 作っておられるのですね。それはどれくらいですか。やはり、それが関係してきて可能になるのではないかと思うのですけれど、ただこれをゼロと書かれたのが疑問だなと思います。

事務局 経営面積があるのが配偶者の方で、家族経営でやっぴまして、譲受人本人さんの経営面積が現在の所は無いという表示になっていますが、今回の申請で取得されてという形になるので、新たに取得されて農業をされるということですよ。ちなみに浜田の方では、柿を 40 本以上植えられて管理をされています。

2 番委員 疑問に思うのは、やはりゼロとなっているのがどうなのかなと思うのですが、その辺は間違い無いかどうか心配している所です。

事務局 間違いは無いです。

会 長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

10 番委員 はい。

会 長 はい、どうぞ。

10 番委員 色々と迷うような形ですが、要するに新しく農業を始められて 20a 以上あれば大丈夫ということですから、ここがゼロになっぴいても今回取得をすれば 59a ですから、20a 以上ということで良いという、そういう解釈で良いのですか。

事務局 はい。計画書を出していただいて。この計画でいったら畑の部分に柿を植えて、その他の所は野菜を栽培するという計画が出ています。

会 長 はい、どうぞ。

11 番委員 話がややこしいのですが、今聞いた 20a 以上を一度に購入されて計画書を出したら、この件は配偶者の方とされているので違いますが、全く新規の方でも 20a 以上購入されて計画書を出されたら、それで OK ということですか。

事務局 通常 30a 以上なのですが、中山間の場合は 20a の農地を取得する場合、農業経営計画書を出して申請をすれば、農業者としてカウントされて取得が可能となってきます。

11 番委員 この件は、配偶者の方が柿を作っておられるから、総合的に判断された話ですが、例えばこの件とは別に 20a 以上される場合に計画書を出されて、新規で参入したいというときに OK が出るのですかという質問なのですが。

事務局 はい、それは先ほど言いましたように、計画書を出して委員会で承認されれば可能なのです。先ほど言いましたのは、それ以前に配偶者とともに農業をやっておられるという経緯があるので、単純にその地域でということではないですが、営農可能だなということで判断したということです。

11 番委員 それはそれで分かったのですが、今後のことがあるので確認をしたいのですが、この件とは別に配偶者とか家族が農業している訳でもなくて、例えば若い方で全く農地を持っていない方が 20a 以上購入したいと、それで計画書も出しますと、それで別に問題が無かったら申請が通るのか確認したいです。

事務局 通常の場合は急に取得ということでは無く、経営基盤促進法の方で農地を借りるという所から営農活動を始めてもらって、20a 以上を取得ということがベストなのですけれど、いきなり 20a 取得するのではという話でいくと、先に経営計画の所を出して認められていないと、承認出来ないということがございます。

会 長 ちょっとよろしいですか。事務局、この件で取り決めと言いますか要綱と言いますか、その取得要件と先ほどの配偶者がされている件、そういった所の取得要件が記載されているもの、次回の総会の時にでも示していただいて、皆さんにご理解をいただいた方が良くと思います。

事務局 分かりました。

2 番委員 すみません。それで、この書類の書き方に問題は無いのかということ、私は聞きたいのですが。随分、柿も作っておられるので、結局作っているということは、農業の資格があるということでしょう。そうすると、その文言がここに出てこないということが。本当は、農業をされていないと農地は買えない訳ですよ。だから、そのことが今求めているのですよね。あると言われていますが確かなことが、やはり会長が言われたように、説明出来るようにしてもらうことが大事だなと思います。

事務局 また、規定等の書類をまとめてから報告いたします。

会 長 はい、和田委員。

6 番委員 私もおかしいなと思いつつ、色々調べたりしたことがあるのですけれど、発表してもいいですか。農地の取得について、サラリーマンでも農地を取得出来ないかという、Q&Aのようなものがありまして、この許可を受けるには満たさなければならない要件がいくつかあります。サラリーマンの方が農地を取得することは可能ですかという質問に対して、こういう答えがありました。結論から申しますと、サラリーマンの方でも農地取得は可能です。農地を耕作する目的で所有権等を取得する場合には、農家、非農家問わず農地法第3条の許可から通用となります。これは農地を適正かつ効率的に耕作するものに対して、農地の保有を認めようとする基本的な考え方に基づくものです。この許可を受けるには、満たされなければならない要件がいくつかあります。農地のすべてについて、耕作の事業を行うこと。農地の取得後において必要な農作業に常時すること。農業経営の状況、居住地から権利を取得する農地までの距離等から見て、その農地を効率的に耕作することと認められること。それと、農地の権利取得後の経営面積が、下限面積以上になるかどうかがあります。今は、こういう形になっているのだと思ひまして、申請が出るのも納得したのですが。

会 長 たくさん調べていただいて、ありがとうございます。いずれにしても、先ほど言いましたように事務局にお願いをしまして、次回の総会に皆さんにご理解いただけるような形で、資料を出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。皆様、それでよろしいですか。他にご質問ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第4条

《 二宮町神主 》

会 長 日程第3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査

結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。申請人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は駐車場となっております。転用理由が道路に面した駐車場が無いということで、申請地に駐車場をコンクリートで作るということをごさいます。ここは既に駐車場になっておりまして、顛末書が申請と一緒に付いておりました。工期が平成 31 年に施工済みということをごさいます。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 はい、位置図は 2 ページをご覧ください。右側上の方に●●●と書いてありますが、上の方は都野津で下側が跡市方面になります。皆井田江津線です。それから分かれまして那賀東部広域農道になります。この分かれ道の少し入った所に二宮町の●●●●●●がありまして、そこから●●●m くらい進んだ所に斜線部分の申請地がごさいます。この申請地のすぐ上に申請人の●●●さんの家がごさいます。工期が平成 31 年となっておりますが、もう 10 年くらい前から駐車場として使われておりまして、顛末書がついているということですが、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長 事務局、顛末書が手元にありますか。

事務局 今、ここへは申請書は持って来ていません。

会 長 わかりました。ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はごさいませんか。

階本推進委員 よろしいでしょうか。以前から言っているのですが、この場合、現況がなぜ畑のままになっているのか。明らかに駐車場になっているのに、なぜ畑と書かなければいけないのかと。その所がどうしても納得が出来ないです。これはどういう意味なのか、現状は駐車場となっていて顛末書も出ている。それで何で現況が畑なのか。このように書きなさいと言われれば仕方が無いことだけれど、少なくとも国とか県は関係無い。江津市の場合は、駐車場は駐車場だと書くことは出来ないのですか。

会 長 事務局いかがでしょうか。

事務局 これは土地の表示の所で、登記簿の現況という部分が農地で提出される時期



まで確認が出来ていなかったということなり、畑となっている。改めて今、駐車場として申請が出てきたということなので、現況の部分で言うと現行前に駐車場になっているのはおかしいと。なので、現況は当時申請時の地目、登記簿と現況は修正前のものであって、これから転用許可を得て、現状が駐車場になっていると言いながらも、再確認をして改めて駐車場になるということで、ご理解いただければと思います。

階本推進委員 地目に登記簿という所があって、これは畑なのですよね。これは登記簿どおりで良いと思いますが、この現況というのが私はちょっと分からない。登記簿と現況が一緒なら現況の表示は必要ないのではないかな。

事務局 現況の部分で言ったら少なからず課税という部分の地目も出てくるのですが、現在のところ、皆様に現地調査もしていただいております。それを含めての登記簿が農地であって、現況が原野であるということも出てくるのですが、ただ確認が取れてないものにかかるとは、登記簿現況が農地のままです。

階本推進委員 だけど、これは実際に行って見られた訳でしょう。農業委員さんが行って見られた訳ですよ。駐車場になっているということが明らかになっているんですよ。それでも、やっぱり現況は畑と書かなければいけないのですか。

事務局 変更前ですよ。確認前ですので。

階本推進委員 いや、農業委員さんが見に行かれて、ここは駐車場だったと言われている訳ですよ。さっきの説明だったら登記簿と現況というのは、全てイコールということの説明ではないのですか。

事務局 いえ、違います。

階本推進委員 どういう場合は違うのですか。今回の場合は、登記簿も畑で現況も畑が正しいのですか。

事務局 この現状の土地の表示というのは、今回転用で駐車場に変えますから、次はこれで認められて登記をすると、それが登記簿ごと変わってくるので現況も登記される前の、駐車場や原野ということになってくると思います。ただ、現状変更前は登記簿現況畑ということで、記述する以外やりようがないと思います。

9番委員 すみません。

会長 はい、田代委員。

9番委員 失礼ですが、これは税務課の方の、ここの土地の扱いはどういうふうになっ

ているかとかは把握されておられるのですか。

事務局 この区分は、記述してある二宮町●●●番は、現況課税がどうなっているか、そこまでは詳細には分かりません。

9番委員 ひょっとしたら、これはもう駐車場として課税されている可能性もありますよね。

事務局 ありません。

9番委員 いや、税務課と農業委員会がこの土地についてリンクしてないのでは。

事務局 しています。

9番委員 しているのですか。そうすると、これは農地として課税されているということですか。

事務局 標記通りということですね。

9番委員 はい、分かりました。

会長 はい、どうぞ。

2番委員 よく顛末書が付くものは、事後処理の世界ですよ。事後処理するために顛末書を添付されている訳で、処理上に矛盾が出るのではないかと思うのですが。現場はこうである、登記簿はこうであると、これが整合しているのであれば、顛末書等は発生しなくて良いのでは。

事務局 おっしゃられる通り、既に駐車場になっているというような形での訂正ではあるのですけれど、ただ、毎年現況調査をしている中で駐車場用地になっていたという部分を確認して、放置になっていたというようなことを示す形になってきますので、ここで駐車場という形での改めて確認をしたということで、処理させて頂かざるを得ないというようなことで理解をお願いします。

会長 はい、どうぞ。

2番委員 施工が平成31年となっていますね。現況とか登記簿の地目というのは、平成31年の時点でどうだったかという表示でしょう。この現況というのは今の状態では無くて、施工するときの状況がどうだったかと、始末書というのは本来その時に申請をして許可をもらって、駐車場にしないといけない分を忘れていたということで、始末書と同時に今回、後追いで申請が出てきたと。そういう経緯ではないでしょうか。

事務局 工期が平成31年となっており、その時に駐車場にしたと顛末書には書いて

あるのですけれど、ただ現状では駐車場でカウントされることは無いです。今回確認をして、届けを承認という形になるものではと・・・、なので、どうしても確認前の変更というのは、難しいと思います。この方がおかしいのですかね。

階本推進委員 現地確認されていると言われたのですよ。じゃあ、農地調査の確認はどうされていたのですか。農地調査やられているでしょう実際に。私らの地区もあります、この時にどういう調査になっているのですか。そこで分かっていたら、もっと早く本人に言えますよね。

事務局 駐車場になっていけば、調査された時に駐車場になっているが届出をとすることは、調査委員としては話をしなくてはいけないことではあります。

11 番委員 委員が話をするのですか、農業委員が話をするのですか。

事務局 調査をした時ですよ。

11 番委員 調査をして、結局は現況調査だから本人と会わない場合が多いですよ。

それでここは畑けど駐車場になっていますということで、ここは駐車場ですと我々は市の方に調査票を出す訳ですよ。それで、これはちょっとまずいよというのは、農業委員が地権者に言うのですか。

事務局 それは事務局も委員もそうすべきと考えます。

11 番委員 それは、私たちは聞いていないので。

事務局 委員もそうですし、事務局も話をしなくてはいけない立場ではあります。

11 番委員 この件と関連しているのですが、同じように調査をしていて家が建っているとか、駐車場になっているとか、もう埋め立ててあるとかいう所があるのです。それで転用で、ここは駐車場になっていますと、最初に農業委員の方で聞いたら駐車場になっているなら駐車場と書いて下さいと言われて、書いて出すのですが毎年変わっていないのですよね。ずっと農地のままです。だから何故かなと思っていたのですけれど、要するにそれを確認した農業委員が地権者に、あなたこれは農地けど駐車場にしているから申請を出しなさいということ、言わないといけないということですか。こういうことは確認しておかないと、今までは言っていなかったのです。調査するだけでしたから。変わっては無いのですが、何で変わらないのかなと思って毎年見ているのです。

事務局 今回、出てきた分については、データを拾い出してから地権者さんの方に連絡するように、事務局側でもリストを作成してみます。

会 長 よろしいですか。いずれにしましても、今日は最初の議題から色々と質問が出ておりますが、やはり事務局の方も各委員に分かり易いまとめをしていただいて、次回の時にでもお示ししていただきたいなと思います。あと予定があるので、この議題はここで一旦採決をさせていただいて、あと検討をしていただくということで、よろしく願いいたします。

ただいまの案件について採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 二宮町神主 》

会 長 日程第 4、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は資材置場です。対価は 10a あたり●●●千円でございます。工期は以前から利用していたということで、平成 5 年から資材置場としているとのことです。顛末書が付いております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 位置図は 3 ページをご覧ください。左上から真ん中あたりに向かって道路が走っていますが、これは 9 号線から南側へ上がって行く道路です。これは二宮と敬川との境界の道路になりまして、右側が二宮町で左側が敬川町になります。二宮と敬川の境界と言っていますが、途中道路が●●へ折れていまして通常よく使う道路です。その所から上って行く道がありまして、角の所が空白になっていますが、確か●●●跡ではないかと思えます。この道を●●●m くらい上がって行った右側の所に申請地がございますが、現地はここら辺だろうという

ことでしか分からなくて、きちんとした部分について●●●行政書士さんも分からないということでした。近くに家が2軒ありまして、●●●さんと●●●さんという家がありますが、この家から推測して大体あの辺りではないかということでもあります。資材置場となっていますが、実際はここに書いてあるように粘土を置いたりするような感じの場所です。顛末書が出ておりますが、普段通りませんので、よく分からなかったです。平成5年からこういう状態になっているということです。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 　議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、2番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は駐車場用地です。これは個人名で申請地を譲り受けて、譲受人の経営する会社に貸し付けるということでございます。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年3月末日となっております。以上です。

会 長 　それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 　位置図は4ページをご覧ください。この●●●番の土地は、7月の農業委員会で隣の土地を審議していただきまして、その隣の土地を●●●さんが駐車場にして、更に広げたいということで申請がございました。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問

等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、3番です。農地の所在は都野津町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅です。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年8月31日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は5ページをご覧ください。9号線が真ん中右上から左下に走っております。9号線沿いに●●●●●●がございますが、そこから荒れたような土地を下りまして、その奥に申請地がございます。9号線より細い道路が通っておりますが、これは●●●で都野津の街中を通過して●●●の辺りで9号線を合流する形になります。水尻川がありますが、●●●の手前側になります。下側は記載がありませんが、●●●等がございます。左側に空白部分がありますが、これは以前同じように住宅の申請が出た場所でございます。申請の通りでございますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第 5、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてです。1 ページの方に集計がございます。2 ページをご覧ください。農地の所在は桜江町長谷●●●番、登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。受ける者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。期間は 5 年 3 ヶ月で使用貸借になります。次に 2 番です。農地の所在は桜江町長谷●●●番、登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。受ける者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。期間は 5 年 3 ヶ月で使用貸借でございます。次に 3 番です。農地の所在は桜江町大貫●●●番、登記簿が原野で現況が畑です。面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。受ける者がしまね農業振興公社、松江市黒田町 432 番地 1 です。期間は 10 年 3 ヶ月、10a 当りの賃借料は●●●円、中間管理事業でございます。次に 4 番です。農地の所在は桜江町大貫●●●番、登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。受ける者がしまね農業振興公社、松江市黒田町 432 番地 1 です。期間は 10 年 3 ヶ月、10a 当りの賃借料は●●●円、中間管理事業でございます。意見第 2 号も続けて説明してよろしいでしょうか。

会 長 皆様よろしいでしょうか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 それでは、事務局続けてどうぞ。

事務局 それでは、意見第 2 号の方を続けて説明させていただきます。意見第 2 号の方をご覧ください。1 ページの所に集計がございます。2 ページをご覧ください。

これは中間管理事業の一括方式でございます。農地の所在は桜江町大貫●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。同じく桜江町大貫●●●番、登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●●さん、●●●市●●●番地です。利用権の設定を受ける者が●●●●●、江津市●●●町●●●番地です。期間が10年3ヶ月、10a当りの賃借料が●●●●●円、これも中間管理事業でございます。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より意見第1号と第2号を続けて説明をいただきました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はございませんか。

階本推進委員　よろしいでしょうか。

会 長　はい、どうぞ。

階本推進委員　大貫の●●●番ですが、登記簿が原野になっていますが、これは間違っ  
てはいませんか。

事務局　農地台帳上は原野で、畑として貸し出ししているということになっています。

階本推進委員　なっているのですか。

事務局　はい。

会 長　よろしいでしょうか。

階本推進委員　はい。

会 長　他にご質問ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長　挙手全員と認めます。よって、意見第1号及び第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長　次に日程第6、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局　はい。先月ございました地形変更届ですが、それに関する追加説明という



お話がありましたので、その確認及びご報告をさせていただきたいと思います。二宮町神主●●●番、田で●●●㎡の農地ですが、地形変更で申請が出ていたのですが、改めてその土地に公共事業の施行に伴う廃土処理の届出ということで、県土整備事務所から提出していただき、その際に県土整備事務所と地権者、それから地元住民の方と協議を行い、工事に伴っての残土を廃土処理のため、排水状況の悪い田に残土搬入して基面整正を行い、畑として活用しますという旨での届出があったという報告をいたしまして、前回の追加処理としていただければと思います。以上です。

会 長 ただいま、事務局より公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について説明がありました。このことについて、何かご質問等ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 よろしいでしょうか。その他、皆さんの方から何かございますか。よろしいでしょうか。

2 番委員 よろしいでしょうか。

会 長 はい、どうぞ。

2 番委員 これは全体に関わることで、江津市で今年 8 月に起きた豪雨災害のことです。特に、私の地元でもあるのですが、江の川の災害が最近では頻繁に起こってしまっていて、現在、農地調査をしています。近年このように・・・特に 18 年、19 年の災害の後始末等でほとんど耕作できず、今年は 2 回も、8 月は・・・と思っても無かった所に盆の 13 日、14 日と 2 回も。さらに水の引き具合が悪くて、耕作したい気持ちはあってもできない。こういう思いを、自然災害を受けられた各地区の農家の方が、ずいぶんしておられるような気がするのですが、こういう問題は自然災害では仕方がないからということで片付けるのではなくて、何らかの措置を考えるべきでは・・・この江川沿線では非常に立派な農地があります。耕作をされていて雨で土が流れたら営農継続できないし、江川も昔は綺麗な水だったけれど、最近では非常に汚れて、毎年のように汚い水とゴミがどんどん出てきますし、そういうような問題を江津市としても何らかの形で対処し、耕地を守れるようにする、予算の問題もあるでしょうが声はしっかり出していだけるように、お願いしたいと思うのですがよろしいでしょうか。

事務局長 それは治水対策ということですか。

2 番委員 そうですね。

事務局長 それは、国土交通省が重点的に対策をしている所で、事業展開をしておられます。また、江津市の建設政策課の国県事業推進係の方も、国土交通省と連携をして堤防等の治水対策を進めており、積極的に取り組んでおりますのでご理解いただければと思います。

2 番委員 近年、自然災害が頻繁になっているので、優良農地も結局荒廃化してくる。農業委員会としても農林水産課の方と連携して農水省の方にしっかりと働きかけていかないといけない。江川沿線の農家の方は非常に苦労を繰り返しながらでも営農されているような姿ですので、何とかしてでも計画的に農地を守る。宅地とかは前はやっていましたが、その他の土地に関しても十分に報告をして少しでも良くなるように、住民が良くなったと感じられるくらいやっていただきたい。江津市としても県や国の方に働きかけていただきますよう、よろしく願いいたします。

事務局長 はい。

会 長 ありがとうございます。いずれにしましても、農業をやっておられる方の気持ちを代表して言っていただきました。今言われたように治水対策は進められようとしていますけれど、農業委員会の立場としても農用地、農地を守るという位置付けで治水対策の推進を図っていきたいというふうに思いますので、また農業委員会として意見を取りまとめていきたいと思います。よろしく願いいたします。その他、ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それでは、その他が無いようですので、以上で日程のすべてを議了いたしました。事務連絡等は総会終了後に行います。これをもちまして、第6回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は10月22日の金曜日、江津市総合市民センターの2階で行います。よろしく願いいたします。

〔 閉会 午前10時30分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員